

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

令和4年4月1日から成年年齢が**18**歳に！ 怪しいもうけ話にはご注意ください！

SNSやネットで見つけたもうけ話
カンタンにもうかると思ったのに…

STOP 安易な契約

1 簡単にもうかるうまい話はない！

- 「簡単に稼げる」「もうかる」と言われても契約しないこと。
【情報商材】は買うまで中身が分からない。
買っても簡単にもうかるとは限らない。
- 実際に成功したという人物が登場する広告や、料金が分からないものもある。
- 具体的なくみ分からない、後から高額な契約を勧められたなど、おかしい、怪しいと思ったらきっぱりと契約を断ろう。
- マッチングアプリなどで知り合った人から、暗号資産を使ったもうけ話などを勧められることもある。



【情報商材】とは、インターネット通販などで副業、投資やギャンブルなどで高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている情報のこと。PDFや動画、メールマガジン、アプリ、冊子、DVDなどのさまざまな形式がある。SNSやネット上の広告をきっかけに購入してしまうケースが多い。

2 借金をしてまで契約しない！

- 「お金が無い」と言って断ろうとしてもクレジットカードやリボ払いなどを利用させたり、学生ローン等の借金を求められることがある。
- 「すぐに元が取れるから大丈夫」などと言われても「契約しない」とはっきり断ろう。契約しない！



3 令和4年4月からは 「18歳で成人」に！

- 成人になると、1人で契約できる反面、原則として一方的に契約をやめることができない。未成年者取消もできないため、契約するかどうか慎重に考えよう。
- 不安に思ったら、その場で契約せずに家族や消費生活センター「188」などに相談しよう。



司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】7月1日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般） ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン（全国共通） ☎188 ※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379